

公募公告

「ふくい介護テクノロジー・業務改善支援センター」が実施する「介護現場の生産性向上推進事業（介護現場におけるスポットワーカー活用促進事業）」において、連携・協力いただけるスポットワーク提供事業者を募集（企画提案書提出）しますので、次のとおり公告します。

令和8年5月15日

「ふくい介護テクノロジー・業務改善支援センター」

1 企画提案を求める事項

(1) 企画提案を求める業務（以下「連携・協力業務」）の名称

介護現場の生産性向上推進事業（介護現場におけるスポットワーカー活用促進事業）

(2) 連携・協力業務の内容

別添「介護現場の生産性向上推進事業（介護現場におけるスポットワーカー活用促進事業）業務に係る企画提案募集要領（以下、募集要領）」および「介護現場の生産性向上推進事業（介護現場におけるスポットワーカー活用促進事業）業務仕様書（以下、仕様書）」を参照すること

(3) 委託契約金額の上限

3,201,000円（消費税および地方消費税を含む。）

2 応募資格要件および参加申込書の提出

(1) 応募対象者

企画提案書を提出することができる者は、次に掲げる要件のすべてを満たしている者とする

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと

イ 参加資格認定の日において、現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと

ウ 参加資格認定の日において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと

エ 福井県の県税の納税義務を有する者にあつては、当該県税の未納がないこと

オ 法人税、消費税および地方消費税の未納がないこと

カ 提案を求める業務と同種または類似の業務を履行した実績を有する者であること

ク スポットワーク提供事業者として厚生労働大臣の許可を受けていること

ケ 事業所と求職者をマッチングするシステムを構築・運営していること

コ 福井県内において、事業所の求人に対応できる介護および医療等の有資格者の求職者登録数を有していること

サ 福井県内のエリアを管轄する事業所を有していること

シ 次の①から⑤までのいずれにも該当しない者であること

- ① 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
 - ② 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ③ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
 - ④ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
 - ⑤ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ス 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条の規定によるもの）および宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）でないこと
- セ 企画提案審査会前3年間における団体の事業等において、刑法等の重大な法令に違反して処罰等を受けていないこと
- ソ その他、「ふくい介護テクノロジー・業務改善支援センター」との協議に柔軟、真摯に対応できること

(2) 参加申込書の提出

企画提案に参加する者は、次により企画提案参加申込書（様式1）を提出すること。

① 提出期限	令和8年5月26日(火)17時まで(必着)
② 提出方法	持参の場合は、土・日、祝日を除く9時～17時に持参すること。 郵送の場合は、配達記録の残る書留郵便等とすること。
③ 提出先	本公告の「9 問合せ、書類提出先」に同じ。
④ 提出書類	募集要領を参照すること。
⑤ 提出部数	1部
⑥ その他	募集要領を参照すること。

(3) 応募資格審査の結果通知

上記(2)により企画提案参加申込書を提出したものについては、応募資格要件を審査し、その結果を令和8年5月29日(金)までに通知する。

3 公告業務に関する応募資料の交付

応募資料については、次のとおり交付する。

① 交付期間	令和8年5月15日(金)から令和8年5月26日(金)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の9時から17時まで
② 交付場所	本公告の「9 問合せ、書類提出先」に同じ。
③ 交付資料	ア 募集要領 イ 仕様書
④ 交付方法	上記場所での手交または下記ホームページに掲載しているデータのダウンロードのいずれかの方法による。 (URL) https://cms3.ain.pref.fukui.jp/temp/100099/1/shorttermwork.html

4 質問および回答

本業務に関する質問は、質問票（様式4）により、令和8年5月26日（火）までに「ふくい介護テクノロジー・業務改善支援センター」あて、電子メールにて提出すること。

質問に対する回答は、令和8年5月29日（金）までに、電子メールにより参加者全員に対し通知する。

ただし、軽微な質問については、口頭により回答する場合がある。

5 企画提案書の提出

①提出期間	令和8年6月5日（金）17時まで（必着）
②提出方法	持参の場合は、土・日、祝日を除く9時～17時に持参すること。
	郵送の場合は、配達記録の残る書留郵便等とすること。
③提出先	本公告の「9 問合せ、書類提出先」に同じ。
④提出書類	募集要領を参照すること。
⑤提出部数	正本1部、副本6部（紙ベースで提出してください。）
⑥その他	提出後における企画提案書の追加および変更は認めない。

6 委託先候補者の選定等

(1) 選定方法

介護現場の生産性向上推進事業（介護現場におけるスポットワーカー活用促進事業）業務選定審査会（以下「審査会」という。）においてプレゼンテーション（ヒアリングを含む。※オンラインでの開催を想定）による審査を実施する。

なお、災害等不測の事態の発生等により書面審査となる可能性もある。

プレゼンテーションを実施する日時および会場については、別途参加者に対し電子メールにより通知する。

(2) 審査方法

企画提案書審査基準に基づき、各審査委員の配点の合計点が最高点となった者を連携・協力事業者として選定する。

(3) 審査結果の通知

審査結果については、採否にかかわらず応募者全員に書面にて通知する。なお、審査結果の異議申し立ては受け付けない。

7 契約の締結

「ふくい介護テクノロジー・業務改善支援センター」は、連携・協力事業者と企画提案書等の内容をもとに、業務履行に必要な具体的な協議を行う。協議が整った場合に、連携・協力事業者から改めて見積書を徴収し、見積書の内容を精査の上、随意契約による委託契約を締結する。

また、次の場合には、「ふくい介護テクノロジー・業務改善支援センター」は契約締結を取り消す場合がある。

(1) 連携・協力事業者として選定されたものが、契約の締結に応じないとき

(2) 財務状況の悪化等により事業の履行が確実にない恐れがあるとき

(3) その他、著しく社会的信用を損なう行為等により、委託が不可能または著しく不適当となるような事情が生じたとき

8 その他

- (1) この公告に係る一連の手續および業務の契約等に関する手續において使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨とする。
- (2) 提出された企画提案書は、返却しない。
- (3) 企画提案書の提出については、報酬を支払わない。
- (4) 選定にあたっては、企画提案の内容について別途説明を求めることがある。

9 問合せ、書類提出先

〒910-0006

福井県福井市中央1-3-1

ふくい介護テクノロジー・業務改善支援センター

電 話 0776-25-1365

F A X 0776-25-4706

電子メール seisansei18@kaigo-center.or.jp

(土・日・祝日を除く、9時から17時まで)